

(1) 土木工事

⑤ 必要に応じて破壊して検査を行う場合の基準

- 兵庫県土木請負工事必携〔22〕土木工事施工管理基準運用方針による「出来形・品質・写真管理」等のデータが少なく、また不透明な箇所等がある場合。
- 小規模工事で上記の場合及び「生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明」のみの場合。
- 監督員は、1. 及び2. を勘案し、下記の確認を必要に応じ検査受検前に実施することが出来る。

工種	検査方法	検査頻度	検査内容	
一般	石積(張)工 コンクリートブロック(張)工	抜き取り	200m ² 程度に1個	(1)コンクリートの強度及び充填状況 (2)裏込め材の大きさ、材質及び充填状況
	吹付工 (コンクリート、モルタル)	穿孔	100m ² 程度に1箇所	(1)コンクリート、モルタルの厚さ (2)金網の番線の径及び編目 (3)地肌との密着の程度
	詰目杭等	引抜き	100m程度に1本	(1)杭の長さ及び径 (2)材質
無筋 コンクリート	擁壁工 流路工 根固め工(現場打)	穿孔注水	100m程度に1本	(1)コンクリートの施工程度及び水密性
	砂防コンクリートダム 本体工		法面は、4箇所程度 天端は、放水路1箇所程度	
	砂防コンクリート側壁工 砂防水叩工 帯工 落差工	穿孔注水	1～2箇所程度	(1)コンクリートの施工程度及び水密性
	河床張工	穿孔	100m程度に1箇所	(1)厚さ (2)コンクリートの施工程度、水密性
		コア採取	500m ² 程度に1個	(1)厚さ (2)骨材の粒径及び粒度分布 (3)河床張下面の敷均し程度
特に必要な場合は、コンクリートコアを採取し、強度試験を行うものとする。			(1)強度(2)骨材の粒径及び粒度分布	

備考

- (1)石積(コンクリートブロック)工の抜き取り検査は、裏込め材の判明するまで抜き取ること。
- (2)穿孔の深さは、コンクリート厚さの70%程度又は1m程度とし、厚さ確認の場合は、厚さの5cmで止め水密性確認の上、更に穿孔する。
- (3)コンクリートの擁壁等で天端から穿孔が困難な場合は、側面から斜め下方向に穿孔することが出来る。
- (4)コア採取したコアには、採取年月日、位置、平均厚さ等の必要事項を記入しておくこと。
- (5)必要ある場合、若しくは特別の場合は、検査頻度を適宜追加するものとする。
- (6)穿孔、コア採取跡は、必ず穴埋めを行うこと。